

## 第5章 維持管理対策

### 5-1 維持管理の基本事項

維持管理は、基本的に工事期間中に施工者が主体となって行う維持管理と工事完了後に管理主体が行う維持管理とに分けられる。

工事期間中の維持管理は赤土等流出防止施設の日常管理、浮遊物質量の測定、降雨時の見回り点検及び非常時の措置等がある。

また、管理主体が行う維持管理には定期、緊急時における施設の見回り・点検・整備、沈砂池等の堆積土砂の除去等がある。

それぞれの段階における維持管理については、それぞれの管理者の責任のもとで施設を十分に管理しながらその機能を維持するように努めなければならない。

#### 「解説」

#### 1. 工事期間中の維持管理

施工者は、工事期間中、赤土等流出防止施設を十分に維持管理し、その機能を保持しなければならない。

##### (1) 赤土等流出防止施設の日常管理

仮設沈砂池、土砂溜樹、排水路、沈砂池、溪流土砂溜樹及び砂防ダム等の赤土等流出防止施設に堆積した土砂は、赤土等流出の原因となるため、降雨の状況や土砂の堆積状況を慎重に把握した上で必要に応じて除去しなければならない。

##### (2) 浮遊物質量の測定

仮設沈砂池から濁水を排出するときは、透視度計等の測定装置を用いて排出水の浮遊物質量を測定し記録しなければならない。

また、関係機関から報告の要求があった場合は速やかに提出できるよう書類を整えておかなければならない。

##### (3) 降雨時の見回り・点検

降雨時においては、赤土等流出防止施設の見回り・点検を強化して実施しなければならない。

また、この見回り・点検の結果については、常に記録に残し、速やかに提出できるよう書類を整えておかなければならない。

##### (4) 非常時の措置

赤土等流出防止施設が台風や災害等によって被災した場合は、速やかに監督員に報告し指示を仰ぐとともに、適切な非常措置を施さなければならない。

## 2. 工事完了後の維持管理

県は、赤土等の流出防止を図るために、赤土等流出防止施設に堆積した土砂を定期的に排除する等の維持管理を徹底するよう管理主体を指導するものとする。

### (1) 見回り・点検

(ア) 県は、「赤土等流出防止パトロール実施要領」に基づき、定期的な見回り・点検・整備及び緊急時の見回り・点検・整備を行うよう管理主体を指導するものとする。

(イ) 管理主体は、農地、法面、道路、排水路、沈砂池、溪流土砂溜樹及び砂防ダム等の定期点検を行い、赤土等流出の恐れのある箇所については、その発生を未然に防止するための措置を施すとともに、これらの施設が正常に機能するよう点検整備を行うものとする。

(ウ) 管理主体は、梅雨時及び台風時による降雨前や降雨時は、赤土等流出の恐れのある箇所や主要な赤土等流出防止施設については緊急の見回りを行うとともに、それぞれの施設が正常に機能しているかどうかの点検を行うものとする。

そして、異常が発見された施設については速やかに応急的な措置を講じるものとする。

### (2) 管理の徹底

(ア) 沈砂池、排水路等については、常にその効果が発揮されるよう定期的に堆積土砂の除去を行うよう管理主体を指導するものとする。

### (3) 予算措置

(ア) 県は、管理主体の行う維持管理に必要な予算措置を講じるよう管理主体を指導するとともにその支援措置が講じられるよう努めるものとする。

## 第 6 章 営農時の対策

### 6-1 営農時の対策の基本事項

営農時の赤土等の流出防止を図るため、県は、農家が行う栽培管理や維持管理について農家を指導するとともに、その普及・啓蒙に努めなければならない。

「解説」

## 1. 早期植え付け及び多雨期の植生化

整備完了後は、裸地期間を短くするために作物の早期植え付けを指導する。また、梅雨期や台風期等の多雨期には、ほ場面が裸地とならないような作付方式や輪作体系に配慮するよう農家を指導するものとする。

## 2. ほ場周辺の維持管理

ほ場周辺の排水路等に雑物や土砂等が堆積した場合には、通水が阻害されて溢流し赤土等の流出原因となるために、その維持管理に努めるよう農家を指導するものとする。